

議案第5号

小松市における特殊建築物(一般廃棄物処理施設)の敷地の位置について

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく、小松市における特殊建築物(一般廃棄物中間処理施設)の用途に供する敷地の位置

名称	位置	地番	地目	地積 (㎡)	摘要
					主要用途(処理能力)
(株)中部資源再開発 中間処理場	小松市 浮柳町	ソ223番 外22筆	宅地 雑種地	4,118	ごみ処理施設 (紙くずの圧縮梱包処理) 33t/日 (金属くずの圧縮梱包処理) 66t/日

【理由】

(株)中部資源再開発は、平成13年より金沢市を本社とし、県内8ヶ所でリサイクル処理施設を営んでいる。今回、南加賀圏域で業務拡大するために紙くず、金属くずの圧縮施設を新設するものである。

申請地は、旧津田建設(株)が昭和63年に事務所、倉庫を新築し、平成8年から平成21年までがれき類、ガラスくずの破碎、紙くず木くずの焼却を行っていた場所であり、都市計画区域内の市街化調整区域に位置する。

隣接地権者及び関係町内会の同意、周辺環境に対する対処など関係機関との調整が終了している。

以上により、都市計画上支障がないと考えられるので、建築基準法第51条ただし書きの規定により、敷地の位置について付議するものである。